

令和7年12月12日

保護者様

姫路市立東中学校  
校長 坂井 敬典

**要保存**

## 気象警報及び地震、津波警報発表時における対応について

### 1 警報が発令されたとき

警報の発令内容	警報の発令時刻	対応
姫路市 姫路市を含む地域 (例:播磨南西部)	午前7時現在に警報が発令されているとき	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒は登校せず、<u>自宅待機</u>します。</li><li>* 午前10時までに警報が解除されなければ、<u>臨時休業</u>になります。安全に留意し、自宅で過ごしてください。</li></ul>
	午前7時以降に警報が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒の登校前であれば、<u>原則</u>、自宅待機とする。</li><li>* 午前10時までに警報が解除されなければ、<u>臨時休業</u>になります。安全に留意し、自宅で過ごしてください。</li><li>登校の状況により、校長の判断により安全確保のため適切な措置をとります。 (状況によっては学校に留めおく場合もあります)</li></ul>

### 2 警報が、午前10時までに解除されたとき

警報解除	解除時刻	対応
姫路市 姫路市を含む地域 (例:播磨南西部)	午前10時までに解除されたとき	<ul style="list-style-type: none"><li>午後の授業を実施します。 (生徒は、午後1時5分までに登校してください。)</li></ul>

### 3 地震・津波は(別紙)の対応とします。

※ただし、本校は津波の対象校区には含まれていません。津波注意報や津波警報が発表された場合でも、通常通り登校となります。

## 地震及び津波における対応について

姫路市教育委員会

	地震	津波
	(震度は姫路市)  	対象校区（中学校は一部でも校区を含めば対象） 【白浜・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保・広畠第二・大津・南大津・大津茂・網干・網干西・八木・糸引・四郷・的形・大塩・家島・坊勢校区】 ※対象校区は警報・注意報ともに防災行政無線発令。
基本的な対応	○前日 17 時以降に震度 5 弱以上 の地震が発生した場合は、臨時 休業。 ○在校(園)時は引き渡し 【学校園再開について】 被害状況及び避難所としての状 況によって、学校園が判断し、 保護者へ連絡する。市教委から 一律に指示する場合もある。	○津波警報発表の場合 ・対象校区のみ臨時休業(対象校区以外の学校園は通常) ・原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 ・高等学校は通常。登校できない状況にある生徒は自宅 待機。飾磨高校は臨時休業。 ・特別支援学校は臨時休業。 【学校園再開について】 気象警報に係る指定時刻までに解除されれば、その指 示どおりとなるが、避難所として開設していた学校園 が通常に戻る状況によっては、学校園が判断し保護者 へ連絡する場合もある。
登校(園)前 (在宅中)	○震度 5 弱以上の場合 学校園から連絡があるまで待機 (避難) とする。	○津波警報発表の場合 原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 ○津波注意報発表の場合 登校(園)する。
登下(園)校中	【児童生徒等】 ○揺れが小さいとき 特に頭部を守って待機し、揺れ がおさまってから登下校する。 ○揺れが大きいとき 近くの安全な場所に避難する。 揺れがおさまったら、学校か家 へ移動する。 【学校園】 ○震度 5 弱以上の場合 臨時休業とし、登校(園)してき た児童生徒等を保護者に引き渡 す。	【児童生徒等】 ○津波警報発表の場合 発表を知ったら、学校か家へ移動し、その後、原則、 保護者とともに学校または指定避難所に避難する。 ○津波注意報発表の場合 発表を知いたら、素早く通常どおり学校園へ登校(園) する。 【学校園】 ○津波警報発表の場合 状況によって、可能な限り、学校園に避難した児童生 徒等の保護者と連絡をとり、保護者に引き渡すが、原 則、保護者と共に学校または指定避難所で避難する。 ○津波注意報発表の場合 学校運営を通常どおり継続する。
在校(園)中	震度 5 弱以上の場合 児童生徒等を保護者に引き渡す。	○津波警報発表の場合 児童生徒等を保護者に引き渡すが、原則、保護者とと もに学校または指定避難所での避難を継続する。 ○津波注意報発表の場合 学校での生活を継続。下校については、学校園からの 指示による。

※災害の状況によっては、上記以外の対応となる場合もあり、その際には市教委から指示する。